

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）

病虫害・雑草防除に関する記載は、以下のとおり（該当部分の抜粋）

第3 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標

1 目標等の設定の考え方

基本計画では、平時からの食料安全保障を実現する観点から、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標を設定した。

具体的な目標については、国内外の情勢を含めた現状の把握、その分析による課題の明確化、課題解決のための具体的施策を踏まえた上で設定するとともに、その施策の有効性を示すKPIを設定し、少なくとも年1回、その目標の達成状況の調査・公表、KPIの検証によりPDCAサイクルによる施策の見直しを行う。

2 目標並びに食料、農業及び農村に関する施策のKPI一覧

（1）我が国の食料供給

国内の食料供給（食料自給力の確保／生産資材；農薬の安定供給の確保／防除ニーズに対応した農薬の確保）

目標（2030年（年度））		KPI（2030年（年度））	
農薬の安定供給の確保			
○防除ニーズに対応した農薬の確保		・防除ニーズに対応した新規農薬の登録数	31件(直近5年間(2019年～2023年)累計)→30件(5年間累計)
		（参考指標）農薬の再評価実施数	43件(2021年度～2023年度累計)
		（参考指標）農薬の安定供給に係る数値	207,621t(国内需要量)、218,353t(国内製造量)(令和4年10月～令和5年9月)

動植物防疫（動植物防疫の確実な実施）

目標（2030年（年度））		KPI（2030年（年度））	
○動植物防疫の確実な実施		・農場における飼養衛生管理の自己点検結果	家さん 98%(2023年)→100% 豚等 96%(2023年)→100%
		・総合防除実践指標（仮称）策定数	0件(2023年度)→470件

(4) 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

	目標 (2030 年 (年度))		KPI (2030 年 (年度))	
環境と調和のとれた食料システムの確立	○温室効果ガス削減量 (2013 年度比)	808 万 t-CO ₂ (2022 年度) →1,176 万 t-CO ₂	・分界別の温室効果ガス排出削減量・吸収量	燃料燃焼による削減量 : 95 万 t-CO ₂ (2022 年度) →156 万 t-CO ₂ 農地土壌からの削減量 : 52 万 t-CO ₂ (2022 年度) →141 万 t-CO ₂ 畜産分野における削減量 : 29 万 t-CO ₂ 農地土壌における吸収量 : 660 万 t-CO ₂ (2022 年度) →850 万 t-CO ₂
			・「みえるらべる」のついた商品が通年購入可能な店舗等がある都道府県数【再掲】	6 都道府県 (2024 年度) →47 都道府県
			・農業分野の J-クレジットの認証量 (累積)	1.9 万 t-CO ₂ (2023 年度) →60 万 t-CO ₂
	○生物多様性の保全		・化学農薬使用量 (リスク換算) の低減 (2019 農業年度比 ^{※1)}	15% 低減 ^{※2} (2023 農業年度) →10% 低減
			・化学肥料使用量の低減 (2016 肥料年度比 ^{※3)}	11% 低減 (2022 肥料年度) →20% 低減
			・有機農業の取組面積	3.0 万 ha (2022 年度) →6.3 万 ha
			・有機農業の産地づくりに取り組む市町村数	137 市町村 (2024 年度) →250 市町村
			・有機農業の技術指導体制が構築されている都道府県の割合	38% (2023 年度) →80%

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

I 我が国の食料供給

2 食料自給力の確保

(5) 生産資材の供給

② 農薬

ア 安全性の向上、環境負荷低減

安全な農産物の安定的な供給のためには、国内の農業生産に用いられる農薬について、その安全性を一層向上させていく必要がある。また、農薬は国際的に流通する商品であり、人や環境に対する安全性が高い等、時代のニーズや病虫害の発生状況に応じた新規農薬の開発・展開に取り組みやすい環境整備が必要である。くわえて、環境にも配慮しつつ、効果的な防除を進める観点から、リスクのより低い農薬への転換や化学農薬のみに依存しない「予防・予察」に重点を置いた総合防除の推進に貢献し得る資材の安定供給や技術の普及も進める必要がある。

このため、農薬の一層の安全性向上に向け、2018 年の「農薬取締法」(昭和 23 年法律第 82 号) 改正に伴い導入した農薬の再評価制度により、全ての農薬について最新の科学的知見に基づく再評価を円滑に実施するとともに、農薬登録制度の国際調和を一層推進し、必要に応じ評価手法の見直しに取り組む。さらに、防除ニーズに対応するため、優先審査の仕組み等を活用し、新規農薬について速やかに上市できるような取組を推進する。

また、環境負荷低減のため、生物防除資材等の環境負荷の低い新規資材について審査結果を蓄積し、要点を整理することにより、審査の円滑化を図るとともに、引き続き、化学農薬の低減に資するスマート農業技術や生物防除資材の導入等によ

る総合防除の普及、新たな技術開発を推進する。

イ 供給面での対策

農薬価格について、原油価格や為替相場等の価格変動リスクなど複合的な要因により、製品価格が上昇している中、同様の効能で価格の廉価なジェネリック農薬や大容量でメーカーから農業者に直接供給することでコスト低減を図る担い手直送規格等、良質かつ低廉な農薬の供給に向けた取組が進められてきている。一方、製造面・流通面のみならず利用面でもコスト低減を進めていく必要がある。このため、引き続き、製造面・流通面の効率化を進めつつ、農薬防除作業全体としてコストを削減していく観点にも着目し、ドローン等スマート農業技術を活用した農業支援サービス事業者の育成や活用を推進する。

5 動植物防疫の確実な実施

(2) 植物の病害虫への対応

温暖化等の気候変動を背景として、ミカンコミバエの飛来パターンの変化や暖冬によるカメムシ類の越冬個体数の増加等、病害虫の発生パターンが変化している。また、化学農薬の多用によるりんご黒星病に対する薬剤抵抗性の発達などもあり、病害虫の侵入・まん延リスクが高まっている。

このような状況の中、国内に侵入した病害虫の定着・まん延を防止するとともに、病害虫の防除が年々難しくなる中で、持続的かつ効果的な防除を進めるため、化学農薬のみに依存しない、「予防・予察」に重点を置いた総合防除を一層推進し、現場へ浸透させる必要がある。

このため、侵入病害虫について、早期発見・早期防除の徹底による定着・まん延防止を図るとともに、病害虫を効果的に防除するため、地域の防除体制の整備に加え、総合防除実践マニュアルの整備、新たな防除体系を普及するための取組の支援、病害虫抵抗性品種、生物防除資材、ICTを活用した水稻病害虫の早期・精密な発生予測技術等のスマート農業技術を活用した研究開発の推進及びその導入等により、指導者を活用しつつ、農業者へ、よりわかりやすく、使いやすい形で総合防除を普及する。

II 輸出の促進（輸出拡大等による「海外からの稼ぐ力」の強化）

1 農林水産物・食品の輸出の促進

(2) 供給力向上の取組

② 国内外一貫した戦略的サプライチェーンの構築

(略)

また、海外ニーズに応じて高品質な日本産品を海外の消費者まで届けられるよう、品種改良等を通じた低コスト化や有機等への生産体系の転換、効果的な防除技術の普及、集出荷体制の構築、高付加価値な産品の製造・加工等による輸出向け供給力の向

上、スマート技術を活用した流通の効率化・高度化やコールドチェーン確保等による国内外の流通体制の構築等を推進し、国内外を一貫してつなぐ新たなサプライチェーンモデルを構築する。

IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

1 農業生産活動における環境負荷の低減

(2) 環境負荷低減に向けた個別分野の取組

② 生物多様性の保全等に関する取組の推進

ア 化学農薬・化学肥料の使用低減

化学農薬使用量（リスク換算）は、農薬使用量低減技術の地域の栽培暦への反映やリスクの低い農薬への切替え等により、2023 農薬年度は約 15%低減（2019 農薬年度比）しており、引き続き低減を図る必要がある。

（略）

このため、化学農薬については、使用量低減に資するスマート農業技術、病害虫抵抗性品種、生物防除資材の導入等による総合防除の普及を、指導者を活用しつつ推進する。さらに、有機農業の面的拡大、化学農薬の使用量低減技術や病害虫抵抗性品種等の開発、生物防除資材等の新規資材の審査等を推進する。

イ 有機農業の推進

（略）

一方、有機農業へ移行した当初の農地では単収が低く不安定であることや、技術の体系化や指導体制の構築が不十分であるため、有機農業への転換を希望する農業者が取り組みやすい環境を整備することが必要であるほか、熟成が不十分な堆肥の施用や雑草による害虫の発生等に伴う生産や品質への影響も踏まえた対応が必要である。